

教育と医学



2019 **7・8** 第67巻7号 目次

特集 最新の発達障害支援

特集にあたって

「切れ目ない支援」に向けて

黒木俊秀 2

学校教育における発達障害支援のこれから

井澤信三 4

生涯発達から見た発達障害の心理アセスメント

木谷秀勝 12

特別支援教育と教育現場——内面世界の育ちを支えるために

小島道生 18

乳幼児・小児期における自閉スペクトラム症のアセスメント

黒田美保 34

思春期における発達障害支援のこれから

川上ちひろ 42

自己理解と発達障害支援

別府 哲 50

生活動作の教え方

鴨下賢一 68

ビジョントレーニング

北出勝也 76

〈教育のリアル〉「臨床」という幻想

内田 良 26

〈再考「発達障害」〉 発達障害は「ブーム」なのか

篠山大明 60

〈希望をつくる教育デザイン〉 未知の能力を引き出す〈場〉とは

南谷和範 84

●キーワード解説 「心理劇」 25 ●五反田家の子ともたち

●バリアフリー絵本の世界 59

特別支援教育のページ▼久里浜だよりII特総研におけるインターネットによる講義配信事業について

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 56

新刊情報 41 / 教育と医学関連の雑誌情報 11 / 特集題目一覧 92 / 編集後記 96

表紙イラスト・デザイン 中尾 悠

「切れ目ない支援」に向けて

黒木俊秀

二〇〇五年四月に発達障害者支援法が施行され、それまで「制度の谷間」と呼ばれた発達障害者に対する公的支援がようやくやく始まった。その後、障害者基本法の改正（二〇一一年）や障害者差別解消法の施行（二〇一六年）を受けて、二〇一六年に改正された。改正された発達障害者支援法では、「発達障害者が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう」、その支援は、「社会的障壁の除去に資することを旨として」、個々の特性や生活の実態に応じて、保健医療、福祉、教育、産業各分野の関係機関・団体相互の緊密な連携の下に、「その意思決定の支援に配慮しつつ、切れ目なく行われなければならない」ことが明記された。

こうした法制度の整備により、都道府県及び指定都市には複数の発達障害者支援センターが設置され、関係機関の課題共有と連携強化のために発達障害者支援地域協議会が設置されるようになった。こうして比較的短期間にわが国の発達障害者の支援体制は充実して

くろぎ・としひで

九州大学大学院人間環境学研究院教授。精神科医、臨床心理士。医学博士。専門は臨床精神医学、臨床心理学。九州大学医学部卒業。九州大学大学院医学研究院精神病態医学分野准教授、肥前精神医療センター臨床研究部長・医師養成研修センター長などを経て現職。著書に『現代うつ病の臨床』（共編著、創元社、二〇〇九年）、『発達障害の疑問に答える』（編著、慶應義塾大学出版会、二〇一五年）など。

きたように見える。以前なら、地域において発達障害児を早期に見ても、その後を支援する手立てがあるのかという議論もあったが、少なくとも幼少期においては早期発見と早期介入の連結が可能となりつつある。ただ、乳幼児期から学童期を経て、思春期・青年期、成人期に至るまで、生涯発達の軸に沿って切れ目なく発達障害支援は提供されなければならぬ。果たして切れ目のない支援が十分になされているだろうか。その疑問から本特集の企画に至った次第である。

井澤信三は、教育現場における発達障害支援の現状と課題を総括し、今後のユニバーサル／個別的な支援のあり方について論じる。また、木谷秀勝は、生涯発達の視点から発達障害児・者の抱える様々な問題を心理アセスメントにより四つの側面から分析することが切れ目ない支援を提供する上で重要であることを強調する。さらに、小島道生は、特別支援教育において発達障害児のセルフアドボカシースキルに焦点を当てた支援を示す。

次いで、黒田美保が、早期発見につながる乳幼児期・小児期の最新のアセスメント、また、川上ちひろが、思春期特有の問題に悩む発達障害児・者に対する支援を紹介する。別府哲が解説するように、発達障害児が成長とともに自分と他人をどのように認識してゆくかを理解することは支援に役立つであろう。さらに、特別支援教育専門の作業療法士である鴨下賢一による生活動作の教え方やオプトメトリスト（検眼士）の北出勝也が推奨する視覚機能トレーニングなどは、今すぐにも実践できるかもしれない。

繰り返しになるが、改正された発達障害者支援法がその理念に掲げる切れ目ない支援とは、乳幼児期から高年齢期に至るまでの連続した支援を指すとともに、保健医療、福祉、教育、産業各分野の支援者相互の切れ目ない連携も意味している。本特集が様々な分野の専門家の執筆により構成されている理由もそこにある。

学校教育における 発達障害支援のこれから

井澤信三

エビデンスに基づく学校教育へ

通常の学級では、教科学習が中心にあり、またそれは集団を基礎とした学習形態であることから、その年齢段階での集団としての社会性が求められます。そこでは、知・情・意、知・徳・体（知性・感情・意志、道徳・体力）の豊かな個性のもとでの自己の成長が求められるとも言えます。今後、学習指導要領で示されている「実際の社会や生活で生きて働く知識及び技能」「未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等」「学びを人生や社会に生かそうとする学びに向か

いさわ・しんぞう

兵庫教育大学大学院特別支援教育専攻教授。博士（教育学）。専門は発達障害臨床心理学。東京学芸大学大学院連合学校教育学研究所博士課程修了。東京学芸大学教育学部附属養護学校教諭などを経て現職。著書に『障害児心理入門』（共著、ミネルヴァ書房、二〇一三年）、「思春期・青年期の発達障害者が『自分らしく生きる』ための支援」（共著、金子書房、二〇一三年）など。

う力・人間性等」を育てることが重視され、その方法として「主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）の視点からの学習過程の改善」が導入されていきます。

LD、ADHD、ASD等のある発達障害のある児童生徒は、そのような学びの中で、発達の特性上、スムーズに学習が進みにやすすところと進みにくいところ（発達凸凹）があり、かつ学び方にも特性が反映されるわけであり、その得意・不得意、および本人になるの学び方が認められていくことが必要となっていく必要があります。それを実現するためのアセスメントと教育実践が必要となります。臨床心理学の分野では「エビデン

スに基づく実践」が重視されています。この「心理学におけるエビデンスに基づく実践 (evidence-based practice in psychology)」とは、「患者の特徴、文化、および志向性という枠組みのなかで得られる最新最善の研究エビデンスと臨床上の判断を統合させたものをいう」と定義されています¹⁾。ここでのポイントは「エビデンスに基づく」という点と、当事者の「特徴、文化、志向性」を尊重する点にあります。

これは、学校教育においても重視されるべき考え方であると思いますが、浸透していくには長い時間がかかりそうです。しかし、「エビデンスに基づく教育実践 (evidence-based practice in education)」は、発達障害があるような、特別な教育的ニーズのある児童生徒に最も必要なことです。学校教育における発達障害のある子には、学習面の指導、社会性への支援、行動問題への対応といった大きく三つのチャレンジすべき課題があります²⁾。この三つの課題へのチャレンジでは「エビデンスをつくる・つたえる・つかう」が推進されていくことが必要です。これまで、たとえば、授業のユニバーサルデザイン³⁾、ICTを活用した指導⁴⁾、行動問題への応用行動分析的アプローチ等⁵⁾は一定の成果が見

えてきているところもあります。今後、ますます研究者と教育実践者との「エビデンスをつくる・つたえる・つかう」が拡大されていくことが大切になっていくと考えます。

「障害」と「障害でない」の間

学校教育の現場において、問題となっていることの一つには「障害なのか障害でないのか」といった二分法に至ってしまうことにあるように思います。

私は卑近な例として「給食の時間、アレルギーがある子ではなく、野菜が嫌いな〃自閉症のある子〃がいたとします。その子は、野菜を食べた方がよいでしょうか、食べなくてもよいでしょうか？」と問うことがあります。たとえば「食べなくてもよい」と答えた方には、「野菜が嫌いな他の子も〃食べたくない〃と訴えてきたら、どうしますか」と尋ねます。それに対して「自閉症の子は障害があるから食べなくてよくて、障害のない子は好き嫌いレベルだから食べさせます」という考えもありますし、「みんな食べなくてもよい」という考えもあります。ただ、この「自閉症がある子